管理番号　No.

重要事項説明書

（居宅介護支援）

氏名：　　　　　　　　　　　様

事業者：　ケアプランセンターえんじゅ亀岡

令和６年４月改正

１　事業所の概要

支援事業者(法人)の概要

名称・法人種別	株式会社　T.S.I
代表者名	北山　忠雄
所在地・連絡先	〒615-8074 京都府京都市西京区桂南巽町 75-4 (電話)075-393-7177　(FAX)075-381-1011

(1)事業所の概要

事業所名	ケアプランセンターえんじゅ亀岡
所在地	京都府亀岡市安町 58-2
連絡先	電話　0771-24-7774　FAX　0771-24-7688
管理者名	畑　鈴子
サービス種類	居宅介護支援
指定事業所番号	2671600480
サービス提供地域	亀岡市、京都市（右京区・左京区）

(2)営業時間

月曜　～　金曜	午前８時半～午後５時半
定休日	土・日・8/15～16・年末年始 12/31～1/3

(3)職員体制

	資　格	常　勤	計
管　理　者	主任介護支援専門員	１名(介護支援専門員兼務)	１名
介護支援専門員	介護支援専門員	１名以上（専従）	１名以上

２　居宅介護支援サービスの内容・提供方法

(1)居宅介護支援サービスの提供開始に際し、あらかじめ、利用者等に重要事項説明書を交付し口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、利用料、情報開示の方法等について同意を得るものとします。

(2)事業所の介護支援専門員は、身分を証する書類を携行し、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められた時はこれを提示します。

(3)指定居宅介護支援の提供を求められたときには、利用者の被保険者証により被保険者資格、要介護認定の有無、認定区分及び介護認定の有効期間を確かめます。

(4)要介護認定の申請が行われているか確認し、行われていない場合は被保険者の意思をふまえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。

(5) 要介護認定の更新の申請は、現在の要介護認定等の有効期間が満了する１ヶ月前には行われるよう必要な援助を行います。

(6) 要介護認定等を受けた者の居宅サービス計画の作成にあたっては、医療保険サービス・福祉サービス等のサービス事業者と連携し、利用者の承認を得て総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、サービスの手続きを行います。また、サービス事業者の選択に当たっては利用者若しくはその家族の自由な選択を尊重し、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、当該事業所を計画に位置付けた理由を求めることが可能であることを説明し、理解を得て署名による同意を得るものとします。

(7) 予め、利用者等に対し、利用者が病院若しくは診療所（以下「医療機関等」という。）に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を医療機関等に対し伝えるよう依頼を行います。なお、日頃から介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管することを依頼します。

(8) 事業所は、以下のいずれかに該当する正当な理由がない場合、サービスの提供を拒否してはなりません。

①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合

②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合

③利用申込者が他の指定居宅介護支援事業所にも併せて指定居宅介護支援の依頼を行っていることが明らかな場合

(9) 前６ヶ月に作成された居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護・通所介護・福祉用具貸与・地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び、前６ヶ月の居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護・通所介護・福祉用具貸与・地域密着型通所介護ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は、指定地域密着型サービス事業者によって、提供されたものが占める割合等について説明を行います。

３　事業の目的及び運営方針

事業目的	介護支援専門員が要介護者等からの相談に応じ、その心身の状況や環境に応じて、本人や家族の意向を基に居宅サービスを適切に利用できるように、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整などを行うことを目的とします。
運営方針	○　利用者が要介護状態になっても、可能な限りその居宅でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮し実施します。 ○　利用者の心身の状況、環境等に応じて利用者自身の選択により、適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ

	効果的に提供されるように配慮し実施します。 ○　利用者の意思人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービスが公平中立に行われるよう努めます。 ○　事業にあたり、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター他の居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、関係医療機関、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めます。また地域包括支援センターより支援困難な事例や中重度者事例の紹介を受けた場合においても十分な連携を図るよう努めます。 ○　サービスの提供に当たっては、要介護者等の要介護状態の軽減若しくは悪化予防に努め、主治の医師等及び医療サービスとの連携に十分配慮して行います。要介護状態が軽減し要介護認定が要支援認定となった場合、居宅介護支援事業者は地域包括支援センターに必要な情報提供を行うなどの措置を講じます。 ○　利用者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思をふまえ、必要な協力を行い、要介護認定等の申請が行われているか否かを確認し、その支援も行います。 ○　保険者から要介護認定調査の委託を受けた場合、その知識を有するよう常に研鑽に努め、被保険者に公正、中立に対応し正しい調整を行います。 ○　上記の他、「亀岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 30 年亀岡市条例第 19 号）に定める内容を遵守し、事業を実施します。

4　居宅介護支援サービスの具体的取扱方針

(1)居宅介護サービス計画の担当者

介護支援専門員は居宅サービス計画の作成に関する業務を行います。

(2)相談の受付場所

利用者等から相談を受け付ける場所は「1事業所の概要」に規定する事業所内及び電話、利用者宅とします。

(3)利用者等への情報提供

居宅サービス計画作成開始にあたっては、利用者及び家族に対し、当該地域における指定居宅介護サービス事業者等の名簿、サービスの内容、利用料等の情報を提供し、利用者が希望するサービス事業者の情報を適正に説明します。複数のサービス事業者等の紹介の求め等があった場合には誠実に対応し、利用者またはその家族のサービスの選択が可能となるよう支援します。利用者等の選択を求めることなく最初から同一の事業主体に偏った計画原案を提示することは行わず、利用者の意思に反して、集合住宅と同一敷

地内等の居宅サービス事業者のみを計画に位置付けません。

(4)利用者の実態把握

介護支援専門員は、居宅サービス計画作成に当たって利用者の有している能力、提供を受けているサービス等、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した生活を営むことが出来るよう支援し、解決すべき課題を把握しなければなりません。

(5)居宅サービス計画の原案作成

①介護支援専門員は、利用者の居宅を最低月１回訪問し、利用者及びその家族と面接し支援する上で解決しなければならない課題を分析し、利用者、家族が指定した場所においてサービスの希望並びに利用者について把握された課題に基づき、当該地域における介護給付等の対象サービスが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅介護サービス計画の原案を作成します。

②利用者等が、訪問介護、通所リハビリテーション等医療系サービスを希望している場合やその他必要な場合は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。医療系サービスについては、主治の医師等の指示がある場合においてのみ、居宅サービス計画に位置付けます。この場合、意見を求めた主治の医師等に対して居宅サービス計画を交付します。なお、介護サービスに対して主治の医師等から留意点が示された場合は、当該留意点を尊重して計画の作成を行います。

③末期の悪性腫瘍の利用者に限り、利用者等の同意を得て、心身の状況等により主治の医師等の助言を得たうえで必要と認める場合以外は、サービス担当者会議の招集を行わず、利用者の支援を継続できます。この場合、心身等の状況について、主治の医師等、サービス事業者へ情報を提供します。支援については、主治の医師等の助言を得たうえで、状態変化を想定し、今後必要となるサービス等の支援の方向性を確認し、計画作成を行い、在宅を訪問し状態の変化やサービス等の変更の必要性を把握します。

④居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の生活援助中心型の訪問介護を位置付ける場合は、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等に十分留意しつつ、その必要性や特段の理由について計画に記録するとともに、市町村に届出を行います。

(6)サービス担当者会議の開催

居宅サービス計画原案を作成した場合は、原則としてサービス担当者会議を開催し、情報を共有するとともに、担当者から専門的な見地から意見を求めるものとします。但し、末期の悪性腫瘍の利用者に限り、心身の状況等により主治の医師又は歯科医師等の意見を勘案して必要と認める場合、その他やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとし、利用者の状態を分析、把握するため複数職種間で意見調整を行い事業所との連携を図ります。

(7)居宅サービス計画の説明、同意及び交付

介護支援専門員は、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画に位置付けたサービスの種類、内容、費用等について説明し、文書により利用者の同意を得、当該居宅サービス計画を交付します。

(8)サービスの実施状況の継続的な把握、評価

①介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業所等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握及び利用者の課題把握を行います。また、居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときやその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他利用者の同意を得て、主治の医師若しくは歯科医師、又は薬剤師に提供するものとします。

②介護支援専門員は、少なくとも 1 ヶ月 1 回、利用者の居宅を訪問し、利用者の面接を行い、モニタリング結果を記録します。

(9)介護保険施設の紹介

①介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合又は利用者が介護保険施設等への入院又は入所を希望する場合には、主治の医師等の意見を求めたうえ、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

②介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ居宅サービス計画作成等の援助を行います。

5　費用

(1)利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、ご利用者様は 1 ヶ月につき、要介護度に応じて利用料をお支払いいただくこととなります。

利用料のお支払いと引き換えに、指定居宅介護支援提供証明書と領収書を発行いたします。後日、指定居宅介護支援提供証明書を保険者(市町村)に提出しますと、差額の払い 戻しを受けることができます。対象となる方は、介護保険担当課へ詳細をご確認ください。支払い期日から２ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内にお支払いがない場合には、契約を解約したうえで、未払い分をお支払いいただくこととなります。

(2)居宅介護支援費と加算の概要

居宅介護支援費（Ⅰ）	・居宅介護支援費（ⅰ）取扱件数が 45 件未満 要介護 1・2　11,316 円/月 要介護 3・4・5　14,702 円/月 ・居宅介護支援費（ⅱ）取扱件数が 45 件以上 60 件未満 要介護 1・2　5,668 円/月 要介護 3・4・5　7,335 円/月 ・居宅介護支援費（ⅲ）取扱件数が 60 件以上 要介護 1・2　3,396 円/月 要介護 3・4・5　4,397 円/月

居宅介護支援費の減算について

＊特定事業所集中減算対象となる期間については、上記金額から 2,084 円を差し引いた金額となります。

＊同一建物に居住する利用者への居宅介護支援費は所定単位数の 95％の算定となります。

①指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者

②指定居宅介護支援事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物（①を除く）に居住する利用者

居宅介護支援費に係る加算の概要

加算名	算定単位数	算定要件
初回加算	3,126 円/月	①新規に居宅サービス計画を作成する場合。 ②要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合。 ③要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合。
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,605 円/月	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供している事。 ＊入院日以前の情報提供を含む。 ＊営業時間終了又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,084 円/月	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供している事。 ＊営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して 3 日目でない場合は、その翌日を含む。

退院･退所加算	連携１回 4,689 円 （カンファレンス無し） 6,252 円 （カンファレンス有） 連携２回 6,252 円 （カンファレンス無し） 7,815 円 （カンファレンス有） 連携３回 9,378 円 （カンファレンス有）	① 病院もしくは診療所に入院又は地域密着型老人保健施設、もしくは介護保険施設に入所していた者が、退院又は退所し、その居宅において居宅サービス又は、地域密着型サービスを利用する場合において、病院若しくは施設職員と面接し当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は、地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合。 ② 連携３回を算定できるのは、その内１回以上について入院中の担当医等との会議（カンファレンス等）に参加した場合に限る。 ③ 入院又は入所期間中につき１回を限定。 ④ 退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するもの。 ⑤ 初回加算を算定した場合は算定できない。
通院時情報 連携加算	521 円/月	① 利用者一人につき、１月に１回の算定を限度とする。 ② 医師又は歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師から当該利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。
緊急時等居宅 カンファレンス 加算	2,084 円/回	① 病院又は診療所の求めにより利用者の居宅を医師または看護師とともに訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービス利用に関する調整を行った場合。 ③ 利用者１人につき１月に２回を限度として算定する。
ターミナルケア マネジメント 加算	4,168 円/回	① 在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日の前 14 日以内に２日以上、当該利用者又はその家族の意向を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合。

		② 24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備している事。

(3)その他費用

通常の事業の実施地域範囲は無料です。実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

交通費	各種交通機関を利用した場合	実施地域を越えた地点からの費用
	自動車を使用した場合	実施地域を越えた地点から10円/km
複写物		1枚につき10円

居宅介護支援　サービス利用割合等　説明書

①前６か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	100%
通所介護	1.90%
地域密着型通所介護	0.95%
福祉用具貸与	82.90%

②前６か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	あんじぇす嵯峨広沢 32.78%	あんじぇす篠 32.78%	あんじぇす亀岡 30.17%
通所介護	優里デイサービスセンター 75.00%	社会福祉法人福祉会特別養護老人ホーム長老苑 25.00%	
地域密着型通所介護	あおばデイサービスセンター 100%		
福祉用具貸与	ユニック株式会社 16.05%	ダスキンヘルスレント京都西ステーション 15.76%	八千代ケアサポート株式会社京都亀岡店 12.61%

①　判定期間　（令和５年度）

☐　前期（３月１日から８月末日）

☐　後期（９月１日から２月末日）

６　サービスの終了

⑴利用者の申出によるサービスの終了

サービスの終了を希望する日の 2 週間前までに、文書でお申し出ください。

⑵当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の 3 ヶ月前までに、文書で通知いたします。

⑶自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

① 利用者が介護保険施設に入所した場合

② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立)、要支援と認定された場合

③ 利用者が死亡した場合

⑷契約解除

当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・利用者や家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、利用者は即座に契約を解約することができます。

利用者が、サービス利用料金の支払いを 2 ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず 14 日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑸他の居宅介護支援事業所を利用される場合は申出いただければ直近のケアプランを交付させていただきます。

７　事故発生時の対応方法

⑴事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には亀岡市、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

⑵当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

⑶サービス提供にあたり賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに当事業者が加入する賠償保険に基づき損害を賠償いたします。

⑷当事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

８　秘密の保持及び個人情報の取扱い

⑴事業者およびその従事者は、サービス提供をする上で知り得た、利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。

⑵個人情報の取扱いは「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)」及び厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。

⑶サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用

者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書によりいただくこととします。

9　虐待防止のための措置

(1) 事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため、次の措置を講じます。

　① 虐待の防止に関する責任者の選定

　② 従業者への虐待防止に関する研修の実施

　③ その他虐待防止のために必要な措置

(2) 事業者は、当該事業所の従業者又は養護者（日常的に世話をしている家族、親族、同居人など利用者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報いたします。また、利用者に対する虐待の早期発見のため行政が行う調査等に協力します。

虐待防止責任者	電話番号：0771-24-7774
	FAX 番号：0771-24-7688
	担当者　畑　鈴子
	対応時間：午前８：30　～　午後５：30（定休日を除く）

１０　成年後見制度の活用支援

事業者は、利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

１１　非常災害時等の体制

事業者は、非常災害発生の際にその事業を継続することができるよう、他の指定居宅介護支援事業者と連携し、協力を行う体制を構築するよう努めます。

１２　暴力団の排除

(1) 事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者その他の従業員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６項に規定する暴力団員をいう。次項について同じ）ではありません。

(2) 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けません。

１３　苦情・ハラスメント処理

(1) 自らが提供した指定居宅介護支援又は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又は家族からの苦情・ハラスメントに迅速にかつ適切に対応します。

(2) 苦情があった場合事業者は、利用者又はその家族、当該利用者の担当者からも事情を聞き、苦情に係る問題点を把握の上、対応策を検討し必要に応じて利用者に説明します。

(3) 苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容、処理結果について記録した上、台帳に保管し、再発防止に役立てます。

(4) 事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。市町村から求めがあった場合は改善内容を市町村に報告します。

(5) 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第 176 条第 1 項第三号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

(6) サービス提供事業者に対する苦情があった場合、直ちに事業者に連絡を取り、事情を説明の上、対応確認を行い次第、利用者及びその家族に連絡し説明をする。

※サービスに関するご相談や、苦情等のご連絡については下記連絡窓口または、関係機関の窓口までご連絡下さい。

事業所連絡窓口	電話番号：0771-24-7774
	FAX 番号：0771-24-7688
	担当者：畑　鈴子
	対応時間：午前８：30　～　午後５：30（定休日を除く）

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市町村でも受け付けています。

■　南丹保健所　（電話）0771-62-4751
京都府南丹市園部町小山東町藤ノ木２１

■　亀岡市高齢福祉課介護事業所係　（電話）0771-25-5170
京都府亀岡市安町野々神８番地

■　京都府国民健康保険団体連合会　（電話）075-354-9090（代表）
京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町６２０番地　ＣＯＣＯＮ烏丸内

１４　事業継続計画

業務継続計画（BCP）の作成等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供が受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとします。

【会社の概要】		**【事業内容 】**
社　名	株式会社 T.S.I	訪問看護事業
資本金	378,178,000 円	訪問介護事業
設　立	平成 22 年 2 月	居宅介護支援事業
所在地	京都市西京区桂南巽町 75-4	サービス付き高齢者住宅運営事業
代表者	北山　忠雄	

【事業者】

所 在 地：　　京都市西京区桂南巽町 75-4

社　　名：　　株式会社 T.S.I

代 表 者：　　代表取締役　北山　忠雄　　　　　印

【事業所】

所 在 地：　　京都府亀岡市安町 58-2

事業所名：　　ケアプランセンターえんじゅ亀岡

（指定番号　2671600480 ）

担当者　畑　鈴子より、重要事項説明書の内容について説明を受け、本書面の交付を受け、この説明内容に基づく居宅介護支援の提供の開始に同意しました。

令和　　　年　　　月　　　日

【ご本人】　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

【代 理 人】　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印（続柄　　　　　　）

署名代行理由：